

青森県報

第三千六百八十号

平成二十五年
四月十七日
(水曜日)

目次

告示

狩猟免許試験の施行……………

適性試験及び講習の実施……………

保安林の指定施業要件の変更予定……………

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………

右 同……………

教育委員会

県文化財の指定……………

公営企業

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程の一部を
改正する規程……………

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………

雑報

平成二十四年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計
補正予算(第二号)ほか五件及び平成二十五年度青森県新
産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領……………

正誤

平成二十四年十一月三十日号外第六十二号選挙管理委員会
中……………

選挙管理
委員会
事務局
……………
一五

新産業都市
建設事業団
……………
七

整備企画課
……………
六

文化課
……………
五

整備課
……………
四

林政課
……………
四

同……………
三

自然保護課
……………
一

告示

青森県告示第三百二十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一
条の規定により次のとおり平成二十五年狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護
及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一
条第二項の規定により公示する。

平成二十五年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
平成二十五年 七月二十一日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター第五研修室ほか	
平成二十五年 九月一日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター第五研修室ほか	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の科目及び課題	試験の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
視聴能力 運動能力	網猟免許 わな猟免許 許一種銃 第一種銃 第二種銃 猟免許	3 2 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法令 に關する知識	午前九時 から十分 から十分 まで	午前九時 から十分 まで
知識試験	網猟免許 わな猟免許 許一種銃 第一種銃 第二種銃 猟免許	3 2 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法令 に關する知識	午前九時 から十分 から十分 まで	午前九時 から十分 まで

第二種銃 猟免許	網猟免許 わな猟免許	第一種銃 猟免許	第二種銃 猟免許
1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むす網、くくりわな及びびこわなのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むす網、くくりわな及びびこわなのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
午後一時から午後三時まで			

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 試験当日二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そうつ鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

四 受験の申請手続等

- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
 - 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者
- 四 受験の申請手続等
- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
 - 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
 - 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十円）を貼付したもの） 一通
 - 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 五 その他
- 詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百二十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成二十五年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十五年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	平成二十五年 九月八日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
東青地域県民局	平成二十五年 七月十八日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	平成二十五年 七月十九日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スボカルイン黒石	
三八地域県民局	平成二十五年 七月十九日	八戸市根城八丁目八の二五五 八戸市総合福祉会館	
西北地域県民局	平成二十五年 七月三十一日	五所川原市字栄町一〇 県五所川原合同庁舎	
上北地域県民局	平成二十五年 七月十七日	十和田市西十二番町二〇の二一 県十和田合同庁舎	
下北地域県民局	平成二十五年 七月三十一日	むつ市中央一丁目一の八 県むつ合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受 付 時 間
適性試験	3 2 1 聴視能力 運動能力	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで

講 習	講 習 時 間
1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱い	午前十一時から午後三時まで（ただし、正午から午後一時までは休憩）

三 適性試験及び講習の対象者

平成二十五年四月十六日から平成二十六年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。

ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気がかかっている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千八百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 5 更新しようとする狩猟免許 一通

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百二十八号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川一〇二、一〇三、二五〇の一、二五〇の四、二五五、二五六、四六九の二、字平館野田山下二二四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十一年一月七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十五年四月九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたの

で、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までむつ市役所に備え置いて縦覧に供される。

平成二十五年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 認可を受けた者の住所及び名称
青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

- 1 位置
むつ市脇野沢新井田一六八の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二五三一一・二四〇
Y座標 マイナス二二三四・四八九
- の地点 X座標 プラス二二五二九一・四九〇
Y座標 マイナス二二二一・一七一
- の地点 X座標 プラス二二五二六八・九一三
Y座標 マイナス二二三一・一六七
- の地点 X座標 プラス二二五二六八・二八六
Y座標 マイナス二二三一・四四八
- の地点 X座標 プラス二二五一九三・八一三
Y座標 マイナス二一九七・三五五

- の地点 X座標 プラス二二五二〇五・一九六
Y座標 マイナス二二二六・四〇九
- の地点 X座標 プラス二二五二〇九・五四三
Y座標 マイナス二二二四・六八〇

3 面積 四、一三五・四〇平方メートル

青森県告示第三百三十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十一年一月九日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成二十五年四月九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで大間町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十五年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四八三及び二の三の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による

国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち の地点から の地点までを順次結んだ線及

び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一六六七七一・〇五五

の地点 Y座標 プラス六二七七・二六一

の地点 X座標 プラス一六六七九七・八七一

の地点 Y座標 プラス六二〇四・五三九

の地点 X座標 プラス一六六七八・八八一

の地点 Y座標 プラス六二三四・四二〇

の地点 X座標 プラス一六六八四一・七〇六

の地点 Y座標 プラス六三三三・〇三〇

3 面積

七、九七四・一二平方メートル

教育委員会

青森県教育委員会告示第四号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県名勝に指定する。

平成二十五年四月十七日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝	鹿角製櫛（二ツ森貝塚出土）	一点	青森市大字新城字天田内一五二の一五	青森県
県重宝	人物線刻石冠（近野遺跡出土）	一点	青森市大字新城字天田内一五二の一五	青森県

二 県名勝に指定するもの

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県名勝	清藤家庭園	平川市大光寺一薄本一一三番地	清藤六郎

公 営 企 業

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三号 賃 金 月額（日額） 円

4 勤務場所

5 勤務時間 午前 時 分から午後 時 分まで（ただし、土曜日

は、午前 時 分から午後 時 分までとする。）を

（注）1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 任用する期限付臨時職員の勤務時間が正規職員と同一の場合は、5
の勤務時間は記載を要しない。

「3 任用期間の更新に関する事項

(1) 更新の有無

(2) 更新の判断基準

4 勤務場所

5 勤務内容

6 勤務時間等に関する事項

(1) 勤務日（週休日）

(2) 勤務時間及び休憩時間

(3) 時間外勤務の有無

(4) 休暇 別に交付する書面に記載するとおり

7 賃金に関する事項

(1) 月額（日額） 円

(2) 月額（日額）以外の事項 別に交付する書面に記載するとおり

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の
一部を次のように改正する。

第二百二十九条第一項第三号中「年三・一パーセント」を「年三・パーセント」に

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の青森県公営企業財務規程の規定は、平
成二十五年四月一日から適用する。

雑 報

報

に改める。

青森県事業団公告第二号

平成二十五年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第百九十七回定例会の議を経た平成二十四年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第二号)ほか五件及び平成二十五年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領を地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年四月十七日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

平成24年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第2号)

平成24年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,505千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		千円 ₂	千円 ₁	千円 ₃
	1 預 金 利 子	1	2	3
	2 雑 入	1	△1	0
歳 入 合 計		24,504	1	24,505

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 24,504	千円 1	千円 24,505
	1 事業団運営費	24,504	1	24,505
歳 出	合 計	24,504	1	24,505

平成24年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）

平成24年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 40	千円 △2	千円 38
	1 臨海収入	33	1	34
	2 市川収入	2	△1	1
	3 百石収入	5	△2	3
歳 入	合 計	40	△2	38

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 40	千円 △2	千円 38
	1 臨海事業費	33	1	34
	2 市川事業費	2	△1	1
	3 百石事業費	5	△2	3
歳 出	合 計	40	△2	38

平成24年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	265,538千円	262,185千円	3,353千円
第1項 営業収益	260,940千円	260,940千円	0千円
第2項 営業外収益	4,598千円	1,245千円	3,353千円
支 出			
第1款 事業費用	89,975千円	89,177千円	798千円
第1項 営業費用	89,975千円	89,177千円	798千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	484,000千円	484,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	484,000千円	484,000千円	0千円

平成24年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	117,350千円	40,618千円	157,968千円
第1項 営業収益	36,624千円	40,341千円	76,965千円
第2項 営業外収益	80,726千円	277千円	81,003千円
支 出			
第1款 事業費用	23,938千円	22,767千円	46,705千円
第1項 営業費用	23,389千円	22,767千円	46,156千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,197,000千円	1,197,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	1,197,000千円	1,197,000千円	0千円

平成24年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	116,394千円	9,196千円	125,590千円
第1項 営業収益	16,236千円	9,194千円	25,430千円
第2項 営業外収益	100,158千円	2千円	100,160千円
支 出			
第1款 事業費用	15,205千円	2,281千円	17,486千円
第1項 営業費用	15,047千円	2,281千円	17,328千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	643,000千円	643,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	643,000千円	643,000千円	0千円

平成24年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算 (第3号)

(総 則)

第1条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算 (第3号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	429,629千円	795,461千円	1,225,090千円
第1項 営業収益	429,540千円	795,294千円	1,224,834千円
第2項 営業外収益	89千円	167千円	256千円
支 出			
第1款 事業費用	281,340千円	432,671千円	714,011千円

第1項 営 業 費 用	239,160千円	434,884千円	674,044千円
第2項 営 業 外 費 用	42,180千円	2,213千円	39,967千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	20,000千円	2,604千円	17,396千円
第1項 用地造成事業費	20,000千円	2,604千円	17,396千円

平成25年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

平成25年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,521千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 7,518
	1 負 担 金	7,518
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		2
	1 預 金 利 子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		7,521

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 団 費		千円 7,521
	1 事 業 団 運 営 費	7,521
歳 出 合 計		7,521

平成25年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

平成25年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 5
	1 臨 海 収 入	3
	2 市 川 収 入	1
	3 百 石 収 入	1
歳 入	合 計	5

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 支 出		千円 5
	1 臨 海 事 業 費	3
	2 市 川 事 業 費	1
	3 百 石 事 業 費	1
歳 出	合 計	5

平成25年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事 業 収 益	264,901千円
第1項 営 業 収 益	260,940千円
第2項 営 業 外 収 益	3,961千円

支 出	
第1款 事業費用	89,975千円
第1項 営業費用	89,975千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	484,000千円
第1項 長期借入金償還金	484,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、510,000千円と定める。

平成25年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	119,272千円
第1項 営業収益	36,624千円
第2項 営業外収益	82,648千円

支 出	
第1款 事業費用	23,908千円
第1項 営業費用	23,389千円
第2項 営業外費用	519千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,197,000千円
第1項 長期借入金償還金	1,197,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

平成25年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款	事業収益	759,587千円
第1項	営業収益	16,236千円
第2項	営業外収益	743,351千円

支	出	
第1款	事業費用	15,244千円
第1項	営業費用	15,047千円
第2項	営業外費用	197千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額643,000千円は営業外収益の雑収益（百石事業からの繰入金）で補てんするものとする。）。

収	入	0千円
支	出	
第1款	資本的支出	643,000千円
第1項	長期借入金償還金	643,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

平成25年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款	事業収益	429,556千円
第1項	営業収益	429,540千円
第2項	営業外収益	16千円

支	出	
第1款	事業費用	269,825千円
第1項	営業費用	242,897千円
第2項	営業外費用	26,928千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額190,000千円は過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収	入	0千円
支	出	
第1款	資本的支出	190,000千円
第1項	用地造成事業費	190,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,700,000千円と定める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭